

独立行政法人日本原子力研究開発機構 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

※中期目標案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標)</p> <p>平成22年4月1日 (平成24年3月19日変更指示) <u>(平成26年〇月〇〇日変更指示)</u></p> <p>文部科学省 経済産業省 <u>原子力規制委員会</u></p> <p>前文 I. 中期目標の期間 II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <u>1. 安全を最優先とした業務運営体制の構築</u> <u>2 ～ 9</u> (略) III、IV (略) V. その他業務運営に関する重要事項 <u>(削除)</u> <u>1 ～ 4</u> (略)</p>	<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標)</p> <p>平成22年4月1日 (平成24年3月19日変更指示)</p> <p>文部科学省 経済産業省</p> <p>前文 I. 中期目標の期間 II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (新設) <u>1 ～ 8</u> (略) III、IV (略) V. その他業務運営に関する重要事項 <u>1. 安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項</u> <u>2 ～ 5</u> (略)</p>

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p>前文</p> <p>我が国における原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法に基づき、厳に平和の目的に限り、安全確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的としている。原子力は様々な分野の知見を結集した総合科学技術であり、上記の目的を達成するためには、多大な資源と時間を必要とするため、その研究開発や安全規制等については、国が大きな役割を果たす必要がある。特に、エネルギー資源の確保や地球温暖化対策に資する研究開発については、我が国のみならず、地球規模の問題を解決するための重要な役割を担っている。</p> <p>機構は、基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）からの復旧・復興に向けた取組に積極的に貢献するとともに、<u>政府が策定する「エネルギー基本計画」及び原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」</u>等に基づき、我が国の原子力の研究開発利用を着実に推進するとともに、<u>安全規制の的確な実施のための技術的支援を行う</u>ための中核的拠点の役割を担っている。そのため、福島第一原子力発電所事故を受けて顕在化した課題の解決に必要な研究開発を重点的取組として位置<u>付け</u>つつ、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジーへの重点化を継続するとともに、我が国の原子力技術基盤を維持・強化し、積極的な研究開発成果の発信、技術的支援、<u>人材育成等</u>を行うことを通じて、産業、大学及び地域との連携によって新たな原子力利用に係る産業の創出を目指した研究開発に取り組む必要がある。また、原子力安全、核物質防護及び核不拡散のための技術的及び人的活動に積極的に参加し、貢献していくことが求められている。さらに、研究開発計画を着実に実施するため、内部統制の強化を図りつつ、柔軟かつ効率的な組織運営機能の強化が必要である。</p> <p>このような取組を進めることにより、福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に資するほか、国家の基盤技術の発展に寄与するとともに、地球規</p>	<p>前文</p> <p>我が国における原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法に基づき、厳に平和の目的に限り、安全確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的としている。原子力は様々な分野の知見を結集した総合科学技術であり、上記の目的を達成するためには、多大な資源と時間を必要とするため、その研究開発や安全規制等については、国が大きな役割を果たす必要がある。特に、エネルギー資源の確保や地球温暖化対策に資する研究開発については、我が国のみならず、地球規模の問題を解決するための重要な役割を担っている。</p> <p>機構は、基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）からの復旧・復興に向けた取組に積極的に貢献するとともに、<u>原子力委員会が策定する「原子力政策大綱」及び原子力安全委員会が策定する「原子力の重点安全研究計画」</u>等に基づき、我が国の原子力の研究開発利用を着実に推進するための中核的拠点の役割を担っている。そのため、福島第一原子力発電所事故を受けて顕在化した課題の解決に必要な研究開発を重点的取組として位置<u>づけ</u>つつ、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジーへの重点化を継続するとともに、我が国の原子力技術基盤を維持・強化し、積極的な研究開発成果の発信、技術的支援<u>及び</u>人材育成等を行うことを通じて、産業、大学及び地域との連携によって新たな原子力利用に係る産業の創出を目指した研究開発に取り組む必要がある。また、原子力安全、核物質防護及び核不拡散のための技術的及び人的活動に積極的に参加し、貢献していくことが求められている。さらに、研究開発計画を着実に実施するため、内部統制の強化を図りつつ、柔軟かつ効率的な組織運営機能の強化が必要である。</p> <p>このような取組を進めることにより、福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に資するほか、国家の基盤技術の発展に寄与するとともに、地球規</p>

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p>模の問題解決や研究成果の社会への還元による豊かさの増大といった国民からの大きな期待に応え、国際社会にも貢献する研究開発機関として一層発展していく使命がある。</p> <p>(削除)</p> <p><u>一方で、機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備や大強度陽子加速器施設 J-PARC における放射性物質の漏えいにより社会からの信頼を失い、原子力に対する不信感を抱かれる事態を招いた。このことを重く受け止め、機構は、文部科学省が示した「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」(平成 25 年 8 月 8 日日本原子力研究開発機構改革本部決定)等に基づき、我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関としての社会的使命や、果たすべき役割を念頭に、安全を最優先とした業務運営を行い、国民の信頼と安心を回復すべく真摯に取り組む必要がある。なお、現在、集中改革期間において検討を進めている取組については、その検討内容を踏まえ、次期の中期目標に反映させることとする。</u></p> <p>I. 中期目標の期間 (略)</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>模の問題解決や研究成果の社会への還元による豊かさの増大といった国民からの大きな期待に応え、国際社会にも貢献する研究開発機関として一層発展していく使命がある。</p> <p><u>なお、福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発を優先して重点的に取り組むことや、福島第一原子力発電所事故を受けて原子力政策及びエネルギー政策が見直されることとなったこと等に伴い、実施を見送っている取組に関する中期目標については、今後とりまとめられる原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論の結果を踏まえて見直すこととする。また、我が国の原子力施設において再び重大な事故が起こらないようにするための研究開発など強化が求められている取組に関する中期目標についても、今後の関係行政機関における議論や事業者等の要望を踏まえ、上記と併せて見直すこととする。</u></p> <p>(追記)</p> <p>I. 中期目標の期間 (略)</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p><u>1. 安全を最優先とした業務運営体制の構築</u> <u>(1) 安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項</u> <u>機構の全ての役職員が自らの問題として安全最優先の意識を徹底し、安全文化の向上に不断に取り組み、業務の実施においては、法令遵守を大前提に、施設及び事業に関わる安全確保を徹底する。</u> <u>また、核物質の管理に当たっては、国際約束及び関連国内法令を遵守して適切な管理を行うとともに、核物質防護を強化する。</u></p> <p><u>(2) 内部統制・ガバナンスの強化</u> <u>各役員、管理職の業務分担、責任関係を明確化し、トップマネジメントによるガバナンスが有効に機能するよう体制の見直しを行うとともに、複数の部門・事業所間の連携や、組織的な機動性を強化する。また、リスクマネジメント、コンプライアンス活動、内部監査等を強化する。</u></p> <p><u>2. 福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発</u> 「東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置に関する検討結果(平成23年12月13日原子力委員会決定)」を踏まえ、事故を起こした原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発の実施について、<u>廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議等</u>の方針に基づき、関係省庁、研究機関等の関係機関、事業者等との役割分担を明確にし、連携を図りながら、確実かつ効率的に実施する。 また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)」を踏まえ、各省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等と連携しつつ、<u>被災地域の復興も視野に入れ</u>、必要な研究開発を実施する。</p> <p><u>3. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発</u> <u>(1) 高速増殖炉/高速炉サイクル技術に関する研究開発</u></p>	<p>(新設) (新設) ※V. 1 から移動</p> <p>(新設) ※III. 1. (2) から移動</p> <p><u>1. 福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発</u> 「東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置に関する検討結果(平成23年12月13日原子力委員会決定)」を踏まえ、事故を起こした原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発の実施について、<u>政府・東京電力中長期対策会議研究開発推進本部</u>の方針に基づき、関係省庁、研究機関等の関係機関、事業者等との役割分担を明確にし、連携を図りながら、確実かつ効率的に実施する。 また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)」を踏まえ、各省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等と連携しつつ、必要な研究開発を実施する。</p> <p><u>2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発</u> <u>(1) 高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた研究開発</u></p>

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p><u>放射性廃棄物の減容・有害度の低減、資源の有効利用等に資する高速増殖炉/高速炉サイクル技術の研究開発を実施する。</u></p> <p>1) 高速増殖原型炉「もんじゅ」における研究開発 <u>「エネルギー基本計画」に示された方針に従い、高速増殖原型炉「もんじゅ」については、本格運転を目指した研究開発を実施する。ただし、原子力規制委員会から保安のための措置命令及び保安規定変更命令を受けた平成25年5月以降は、「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」に基づき、安全を最優先とした運転管理となるよう体制の見直しを進め、原子力規制委員会からの措置命令等に関し必要な対応を行うとともに、「もんじゅ研究計画」に示された研究開発を実施するために克服しなければならない課題への対応を進める。</u></p> <p>なお、「もんじゅ」における研究開発を実施するに当たっては、今後の研究開発の取組方針や計画等について具体的かつ明確に示し、適宜、評価・改善を図るとともに、過去のものも含めた研究成果等について国民に分かりやすい形で公表する。</p> <p>2) <u>高速増殖炉/高速炉サイクル技術の研究開発</u> <u>「もんじゅ研究計画」に示した放射性廃棄物の減容化・有害度低減等に貢献するため、高速増殖炉/高速炉サイクル技術の研究開発を着実に実施する。</u></p> <p>3) (略)</p> <p>(2) 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発等 高レベル放射性廃棄物の地層処分の実現に向け、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(平成20年3月14日閣議決定)との整合性を取り、基盤的な研究開発を着実に進め、地層処分技術の信頼性の向上を図り、実施主体による処分事業と国による安全規制を支える技術基盤を整備し、提供す</p>	<p><u>高速増殖炉サイクルは、軽水炉サイクルに比べウラン資源の大幅な有効活用を可能とし、長期的なエネルギー安定供給に貢献できる可能性を有するものである。このため、平成37年(2025年)頃までの実証炉の実現と平成62年(2050年)頃からの商業化に向けた研究開発を推進する。</u></p> <p>1) 高速増殖原型炉「もんじゅ」における研究開発 <u>高速増殖炉の実用化に向けた研究開発の中核である</u>高速増殖原型炉「もんじゅ」については、本格運転を開始し、<u>その開発の所期の目的である「発電プラントとしての信頼性の実証」及び「ナトリウム取扱技術の確立」の達成に向けた研究開発を実施する。</u></p> <p>なお、「もんじゅ」における研究開発を実施するに当たっては、今後の研究開発の取組方針や計画等について具体的かつ明確に示し、適宜、評価・改善を図るとともに、過去のものも含めた研究成果等について国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>2) <u>高速増殖炉サイクルの実用化研究開発</u> <u>高速増殖炉サイクルの商業ベースでの導入に至るまでの研究開発計画の検討に貢献するため、平成22年(2010年)に実施する革新的な技術の採否判断を踏まえ、高速増殖炉サイクル技術の実用化研究開発を行う。</u></p> <p>3) (略)</p> <p>(2) 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発 高レベル放射性廃棄物の地層処分の実現に向け、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(平成20年3月14日閣議決定)との整合性を取り、基盤的な研究開発を着実に進め、地層処分技術の信頼性の向上を図り、実施主体による処分事業と国による安全規制を支える技術基盤を整備し、提供する。</p>

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p>る。そのため、超深地層研究所計画と幌延深地層研究計画に基づき、坑道掘削時の調査研究及び坑道を利用した調査研究を着実に進める。あわせて工学技術や安全評価に関する研究開発を実施し、これらの成果により地層処分の安全性に係る知識ベースの充実を図る。さらに、実施主体との人材交流等を進め、円滑な技術移転を図る。<u>また、幅広い選択肢を確保する観点から、直接処分の実現可能性等の検討に資する研究開発を進める。</u></p>	<p>そのため、超深地層研究所計画と幌延深地層研究計画に基づき、坑道掘削時の調査研究及び坑道を利用した調査研究を着実に進める。あわせて工学技術や安全評価に関する研究開発を実施し、これらの成果により地層処分の安全性に係る知識ベースの充実を図る。さらに、実施主体との人材交流等を進め、円滑な技術移転を図る。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>4. 量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発 (略)</p>	<p>3. 量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発 (略)</p>
<p>5. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成 我が国のエネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成を図り、新たな原子力利用技術を創出するため、以下の分野において研究開発を実施する。</p>	<p>4. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成 我が国のエネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成を図り、新たな原子力利用技術を創出するため、以下の分野において研究開発を実施する。</p>
<p>再処理、原子炉を利用した水素製造技術、核工学、炉工学、照射材料科学、アクチノイド・放射化学、環境科学、放射線防護、計算科学技術、分離変換技術の研究開発</p>	<p>再処理、原子炉を利用した水素製造技術、核工学、炉工学、照射材料科学、アクチノイド・放射化学、環境科学、放射線防護、計算科学技術、分離変換技術の研究開発</p>
<p><u>なお、再処理技術の研究開発については、プルトニウム溶液及び高放射性廃液の潜在的な危険の原因の低減を進める。</u></p>	<p>(追記)</p>
<p>6. 原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動 (1)安全研究とその成果の活用による原子力安全規制行政に対する技術的支援 原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。</p>	<p>5. 原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動 (1)安全研究とその成果の活用による原子力安全規制行政に対する技術的支援 原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。</p>

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p>このため、<u>原子力規制委員会の「原子力規制委員会における安全研究について」</u>等を踏まえ、同委員会及び規制行政機関からの技術的課題の提示又は要請等を受けて、安全研究を<u>行うとともに</u>、これら規制行政機関の指針類や安全基準の整備等に貢献する。</p>	<p>このため、<u>原子力安全委員会の「原子力の重点安全研究計画(第2期)」(平成21年8月3日原子力安全委員会決定)</u>を踏まえ、同委員会及び規制行政機関からの技術的課題の提示又は要請等を受けて、安全研究を<u>行い</u>、これら規制行政機関の指針類や安全基準の整備等に貢献する。</p>
<p>また、関係行政機関等の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。</p>	<p>また、関係行政機関等の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。</p>
<p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(2)、(3) (略)</p>
<p><u>(4)原子力安全規制等に対する技術的支援の業務の実効性、中立性及び透明性の確保</u> <u>機構は、原子力安全規制、原子力防災、核不拡散等に対する技術的支援に係る業務を行うための組織を区分するとともに、外部有識者から成る審議会を設置し、その意見を尊重して業務を実施することで、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>7～9</u> (略)</p>	<p><u>6～8</u> (略)</p>
<p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p>
<p>1. 効率的、効果的なマネジメント体制の確立</p>	<p>1. 効率的、効果的なマネジメント体制の確立</p>
<p>(1) 柔軟かつ効率的な組織運営 (略)</p>	<p>(1) 柔軟かつ効率的な組織運営 (略)</p>
<p>(削除) ※ I. 1. (2) に移動</p>	<p><u>(2)内部統制・ガバナンスの強化</u> <u>経営層による研究開発拠点・部門への関与の強化など、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの強化を図るとともに、役員等のコンプライアンス意識の向上を図る。</u></p>
<p><u>(2)、(3)</u> (略)</p>	<p><u>(3)、(4)</u> (略)</p>

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p>2.、3. (略)</p> <p>IV. (略)</p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項 (削除) ※ I. 1. (1) に移動</p> <p><u>1 ~ 4</u> (略)</p>	<p>2.、3. (略)</p> <p>IV. (略)</p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p><u>1. 安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項</u> <u>業務の実施においては、法令遵守を大前提に、安全確保を業務運営の最優先事項として、施設及び事業に関わる安全確保を徹底する。</u> <u>また、核物質の管理に当たっては、国際約束及び関連国内法令を遵守して適切な管理を行うとともに、核物質防護を強化する。</u></p> <p><u>2 ~ 5</u> (略)</p>